

令和8年9月16日
海事局船員政策課

海上旅客運送業の最低賃金の改正について審議を行います

～交通政策審議会海事分科会船員部会 海上旅客運送業最低賃金専門部会の開催～

海上旅客運送業最低賃金専門部会では、海上旅客運送業界における賃金実態状況等を踏まえながら、最低賃金法第35条第7項に基づき、交通政策審議会に諮問された海上旅客運送業の最低賃金の改正について審議を行います。

海上旅客運送業最低賃金専門部会は、最低賃金法第37条第2項に基づき、船員部会の下に設置され、公益、労働、使用者を代表する委員各2名ずつで構成されます。海上旅客運送業の最低賃金の改正について審議を行うための専門部会を下記のとおり開催します。

記

1. 日 時 令和8年9月18日（金）17:00～18:30
2. 場 所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）9階海事局第5会議室
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

3. 議 事

- 議題1. 専門部会長の選任について
- 議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について
- 議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

4. 取 材 等

- ・報道関係者に限り、会場でのカメラ撮り、傍聴が可能です。希望される方は9月17日（木）14:00までに以下のとおりメールにてご連絡ください。なお、取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。
- ・カメラ撮りは冒頭のみとなります。
- ・会議資料については、当日配布します。

件 名：【取材登録】海上旅客運送業最低賃金専門部会

本 文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先、参加者人数（カメラマン等含む）
カメラ撮り 希望する／希望しない、傍聴 希望する／希望しない

送付先：hqt-kaiji-seninbukai★gxb.mlit.go.jp

※送信の際には「★」記号を「@」に置き換えてください。

- 会議資料及び議事録については、後日、国土交通省のホームページにて公開します。
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_kaijoryokakuunsogyo01.html



【問い合わせ先】

海事局船員政策課 星、中川

（代表）03-5253-8111（内線45-145、45-147）（直通）03-5253-8652

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会委員等名簿

(敬称略、五十音順)

委 員
(公益委員)

小西 康之 明治大学法学部 教授

臨時委員
(公益委員)

山本 圭子 法政大学法学部 講師

(労働者委員)

漢那 太作 全日本海員組合 政策局総合政策部長

佐藤 哲也 全日本海員組合 国内局国内部執行部員

(使用者委員)

関 季之 ハートランドフェリー株式会社 取締役副社長

山口 隆弘 阪九フェリー株式会社 取締役海務部長兼安全統括管理者